

訴 状

令和5年2月1日

名古屋地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 柴 垣 幹 生



〒 487-0032 愛知県春日井市高森台六丁目13番地14

原 告 奥 村 昇 次

〒 460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目18番22号 三博ビル5階

名古屋第一法律事務所 (送達場所)

原告訴訟代理人弁護士 柴 垣 幹 生

電 話 (052) 211-2236

FAX (052) 211-2237

〒 486-0845 愛知県春日井市瑞穂通二丁目155番地1 シャトー瑞穂203号

被 告 友 松 孝 雄

慰謝料等請求事件

訴訟物の価額 200万0000円

貼用印紙代 1万5000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金200万円及びこれに対する令和5年1月4日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

被告は、自由民主党員で現職の愛知県春日井市議会議員であり、同市議会における最大会派である自由クラブ（会員数14名）の団長を務めていた者である。

他方、原告もまた自由民主党員で現職の愛知県春日井市議会議員であり、自由クラブに所属していた者である。

2 紛争の経緯

(1) 議会報原稿の修正の経緯

春日井市議会においては、議会が開催されるたびに議会報委員会において議会報が作成されている。議会で一般質問を行い議会報原稿の作成担当者になっていた原告は、原稿の提出締切日となっていた令和4年12月13日、自らが担当していた原稿を議会報委員会に提出した。

同年12月15日に開催された議会報委員会において、同原稿の一部を修正してはどうかとの指摘がなされたため、原告はその指摘に従って原稿を修正したうえ、議会事務局に提出した。

提出した原稿の内容については、議会事務局において概ね了承を得られたものの、一部を修正してはどうかとの意見が出されたため、原告は、対応について議会事務局との間で協議した。その結果、対応については議会報委員長の判断に委ねることとなった。

ところが、当該議会事務局の担当者が多忙であったため、議会報委員長に相談したのが年末の差し迫った12月27日となってしまった。同日に相談を受けた議会報委員長は、本来であれば原稿を作成した原告から事情を聞けば済むべきところ、偶々原告が不在にしていたため、自由クラブの政調会長に相談を持ち掛け、同人は同クラブの団長である被告にこのことを報告した。

このような経緯で、原告担当の原稿部分が12月28日になっても未だその内容が確定できていなかったことが、被告の知るところとなった。もっとも、以上のような経緯から明らかなように、原告に何らかの落ち度があったわけではない。

(2) 被告の激昂

被告は、令和4年12月28日、原告担当の議会報原稿の内容が未確定であることについて、議会報委員長、議会事務局等の関係者らに迷惑をかけていると原告に対して繰り返し非難を浴びせてきたため、原告は不本意ながらやむを得ず被告に謝罪したのであるが、被告がなおも原告の人格や過去の過ち等についてさらに非難してきたため、原告が「わかりました。」と返事をしたところ、原告の態度に激昂した被告は、執拗に謝罪を要求してきた。それでも被告は怒りが治まらない様子で、原告に対し、「7期議員を務めた会社で言うと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ、退会しろ！」と申し向けた。

これに対し原告は、自由クラブから退会させるのであれば、所属議員全員で構成される全員会に諮ってほしいと要請したが、被告は、「三役（団長、総務会長、政務調査会長）のみで1月4日に決定する、その後全員会で報告するが、意見を聴く場ではない。」と述べた。

(3) 原告の除名処分

令和5年1月3日には自民党祝賀会が、また翌1月4日午前10時から春日井市名刺交換会が開催されたが、すでにその頃には、春日井市議会議員

や春日井市長を含む春日井市職員幹部のほぼ全員が、原告が自由クラブを退会させられることを知っていた。おそらくは、被告を含む自由クラブ三役が、原告の退会を既成事実化するために事前に周到に根回ししていたものと思われる。

そうしたなか、令和5年1月4日午前11時より、自由クラブの全員会が開催されたが、三役が別室に原告を呼びつけ、「除名がよいか脱会がよいか2つの選択肢の中から選びなさい。」と返答を強要してきた。そこで原告は、「全員会に諮ってほしい。」と申し入れたが、被告は「もう決定したことなので意見は言わせない。」と述べた。それを聞いた原告は、「納得できないので訴訟を起こします。」と言ひ残し、その場を退席した。その後、原告を除く所属議員全員を前にして、被告は一方的に原告の自由クラブからの除名処分を言い渡したのである。

しかし、そもそも「春日井市議会自由クラブ議員団規約」(甲1)第4条1項には「入団・退団及び除名等の処分は役員会を経て全員会で決定する。」と定められているにもかかわらず、実質的には三役のみで決定し、役員会(三役、会計及び書記で構成される。)及び全員会の決定決議を経ていない。これは、明確な規約違反であり、重大な手続違背である。

さらに言えば、原告が同僚議員から聞いたところによれば、そもそも被告は数か月も以前から、令和5年3月頃の市議会議員選挙の前に自由クラブから原告を追い出す旨を複数の自由クラブ所属議員に繰り返し話していたとのことである。そうだとすれば、今般の原告の除名処分は、被告による意図的、恣意的な処分である疑いが濃厚である。

3 被告による不法行為

このように、被告は、原告担当の議会報原稿の内容が未確定であったことをきっかけに、原告に何らの落ち度もなかったにもかかわらず一方的に原告を非難し、原告の態度に激昂して謝罪を要求し、さらに自由クラブからの退会を強

要した。これは、任期7期のベテラン議員で且つ自由クラブの団長であるとの優越的地位を背景に、原告の政治家として、また一個人としての尊厳を傷つけ精神的苦痛を与える言動であり、まさにハラスメントそのものである。

また、役員会や全員会による決定手続を経ることなく、また原告に弁明の機会を与えることもないまま、実質的に三役のみの決定により原告を除名処分とした。市議会における会派は、政治的信条を同じくする者として共に行動することを通じて自らの政策の実現を図るべく結集するものであり、議員としての政治活動の基盤をなすものであることに鑑みれば、原告の除名処分は、原告の政治活動の基盤を根底から揺るがしかねない重大な処分である。原告は、除名という汚名を着せられ、春日井市議会議員としても、また自由クラブ会員としても、一政治家としての社会的評価及び社会的名誉並びに尊厳は、著しく損なわれたと言わざるを得ない。

これら被告の原告に対するハラスメント行為、名誉棄損行為に伴う原告の精神的苦痛は計り知れず、これを慰謝するための慰謝料は金200万円を下回ることはない。

- 4 よって、原告は、被告に対し、民法第709条及び第710条により、不法行為に基づく損害賠償として、金200万円及びこれに対する令和5年1月4日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求めて、本件訴訟に及ぶ。

第3 関連事実

1 他の自由クラブ会員に対する被告のハラスメント

被告はこれまでも、原告のみならず、複数の自由クラブ所属議員に対し、数々のハラスメント行為を行ってきた。例えば、

- (1) 被告は、新人の所属議員をして、平日休日を問わず、会合等の飲食時に日常的に送迎を行わせている。

(2) また、ある所属議員が被告とともに飲食店に行った際、店側の落ち度で看板が当該所属議員の自動車に当たり損傷したのであるが、当該飲食店主が被告の支援者であったため、被告は当該所属議員に対し、店側の落ち度を不問に付すように強要したことがあった。その際の自動車の修理費用の見積は18万円であったが、当該所属議員は泣き寝入りを余儀なくされた。

(3) 令和4年に自由クラブの視察で九州に赴いた際の懇親会の席上、被告は、年長の所属議員の冗談に突然激昂し、会員全員の目の前で、同人に土下座を強要した。

2 新たな会派の結成と会員の相次ぐ離反

自由クラブからの原告の除名処分は、前述のとおり、重大な手続違背による恣意的なものであったが、これに対する批判をかわそうとした被告は、令和5年1月16日付で自由クラブを解散し、同日、新たな会派を結成したうえ、さらに矢面に立たされることを回避すべく団長の座を他の会員に委ねるという奇策に出た。

しかし、原告を除く自由クラブの会員13名のうち、6名が新たな会派への参加を拒否したため、結果的には原告を含む7名が離反するに至り、凶らずも被告の求心力のなさが露呈する結果となった。結局、大混乱のすえ自由クラブの解散は見送られ、被告を含む7名が残り、団長は被告から他の者に交代した。そして、離反した7名のうち5名は新たに「春日井クラブ」を立ち上げるに至った。

このような騒動は、何十年もの間の市議会の絶対的権力者としての被告の強権的かつ傍若無人な振舞いが招いた結果であると言わざるを得ない。

以上